

「令和7年8月豪雨災害義援金(鹿児島県)」募集要綱

鹿児島県
社会福祉法人鹿児島県共同募金会
日本赤十字社鹿児島県支部

1 趣旨

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨により被災された鹿児島県民の方々を支援するため、義援金を募集する。

2 名称

令和7年8月豪雨災害義援金(鹿児島県)

3 実施主体

鹿児島県
社会福祉法人鹿児島県共同募金会
日本赤十字社鹿児島県支部

4 受付期間

令和7年8月19日(火)から令和7年12月26日(金)まで

5 義援金の募集方法

(1) 社会福祉法人鹿児島県共同募金会

ア 義援金受入口座(専用口座)への振込

金融機関名	支店名	口座番号	名 義
鹿児島銀行	県庁支店	普通 3046999	福)鹿児島県共同募金会
南日本銀行	県庁支店	普通 1157443	福)鹿児島県共同募金会
ゆうちょ銀行		00910-4-335962	鹿児島県共募令和7年8月豪雨災害義援金(鹿児島県)

※銀行の振込用紙又は払込取扱票を使用する。(各行又は郵便局の窓口での振込みについては、手数料免除)

※税制上の優遇措置を受けたい方は、振込用紙の控え又は払込金受領証を使用してください。

(当会ホームページ参照) URL <https://akaihane-kagoshima.jp/>

イ お問い合わせ先

社会福祉法人鹿児島県共同募金会 TEL 099-257-3750

(2) 日本赤十字社鹿児島県支部

ア 義援金受入口座(専用口座)への振込

金融機関名	支店名	口座番号	名 義
鹿児島銀行	鴨池支店	普通3545414	日本赤十字社鹿児島県支部 支部長 塩田康一

※鹿児島銀行窓口での取扱いに限り振込手数料は免除する。

※金融機関で振り込んだ際の振込票等の控えは、受領証の代わりとなり、
免税証明書として寄附金控除申請の際にご利用いただけます。

(当支部ホームページ参照：<https://www.jrc.or.jp/chapter/kagoshima/>)

イ 義援金箱設置場所

(ア) 鹿児島県庁行政庁舎1階エントランスホール

(イ) 日本赤十字社鹿児島県支部施設

ウ お問合せ先

日本赤十字社鹿児島県支部 組織振興課 TEL 099-252-0600

6 義援金の課税上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当し、税の控除対象となる。

※ 税の控除を受けるためには、義援金の領収書又は義援金の振込書の控え、及び義援金募集要綱の写しを添付するなどの所定の手続が必要。

7 使途(配分)

集まった義援金の配分方法は、鹿児島県、鹿児島県共同募金会、日本赤十字社鹿児島県支部等で構成する義援金配分委員会で決定し、被災市町村を通じて配分する。